

別表第1 参考項目

8 規則別表第1の3の項のウ及びエに掲げる事業（以下「軌道建設事業」という。）

環境要素の区分 (細区分)		影響要因の区分 (細区分)		工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用			
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	造成等の施工による一時的な影響	軌道施設（地表式又は掘割式）の存在	軌道施設（高上式）の存在	列車の走行（地下を走行する場合を除く。）	列車の走行（地下を走行する場合に限る。）
調査、予測及び評価されるべき環境要素 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として	大気環境	大気質	粉じん等	○	○	○				
		騒音	騒音	○	○				○	
		振動	振動	○	○				○	○
	水環境	水質	水の濁り			○				
	土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○	○		
		その他の環境要素	日照障害					○		
評価されるべき環境要素 旨として調査、予測及び自然環境の体系的保全を生物の多様性の確保及び	動物		重要な種及び注目すべき生息地	○	○	○	○	○		
	植物		重要な種及び群落			○	○	○		
	生態系		地域を特徴づける生態系	○	○	○	○	○		
べき環境要素 調査、予測及び評価される旨の確保を旨として人と自然との豊かな触れ	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○	○		
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○		○	○		
るべき環境要素 により予測及び評価される環境への負荷の量の程度	廃棄物等		廃棄物			○				
			建設工事に伴う副産物			○				
要素 び評価されるべき環境質について調査、予測及び一般環境中の放射性物			放射線の量	○ ※	○ ※	○ ※				

備考

- 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる軌道建設事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。
 - ア 軌道施設の構造が、地表式、掘割式又は高上式である。
 - イ 軌道施設の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行う。
 - ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - エ 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。
 - オ 必要に応じて既存の工作物を除去する。
 - カ 工事の完了後、当該事業の目的である軌道施設が存在し、かつ、当該軌道上を列車が走行する。